

令和 8 年 第 5 回農業委員会議事録

令和 8 年 5 月 2 5 日午前 1 0 時 0 0 分に第 5 回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 齊 藤 智 実	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
1 0 番 後 藤 一 彦	1 1 番 本 間 俊 悦	1 2 番 伊 勢 村 孝 之
1 3 番 石 川 富士太郎	1 4 番 笹 原 光 政	1 5 番 小 松 栄 作
1 6 番 齋 藤 吉 勝	1 7 番 山 口 栄 子	1 8 番 鈴 木 藤 光
1 9 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

6 番（西塚 孝也） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

5 番（西塚 喜行） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	加藤 誠
事務局主査兼係長	今田 純子	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
- 議第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 17 号 非農地証明願について
- 議第 18 号 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
- 議第 19 号 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について

令和 8 年 第 5 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 8 年第 5 回通常総会を 5 月 2 5 日（月）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。5 番西塚喜行委員より欠席する旨、6 番西塚孝也委員より遅れる旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 7 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。6 月に田植えに一気に入れるような、毎日春の陽気が続いていて、皆さん仕事も順調に進んでいることと思います。ちょっと雨が少なくて、水不足が心配されますけれども、今のところまだ水利組合でも当分まだ水の心配はないということなので安心していらっしゃるようです。

まだ田植えも終わっていないと思いますので、怪我には十分注意して作業されるようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和８年第５回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、１０番後藤一彦委員、１１番本間俊悦委員、以上の２名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 加藤局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第８号「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

今田主査。

(事務局 今田主査)

それでは、報第8号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。

案件は2件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、未定とのことですが所有者自身が保全管理を行うものが1件で、別人への売買が1件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第8号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、7番高橋 央委員の退席を求めます。

(7番 高橋委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。

所有権移転が3件、賃貸借権の設定が3件です。2ページから3ページ上段が所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが1件、労力不足によるものが2件です。

3ページ中段からが賃貸借権の設定です。申請事由ですが所有者の農業廃止によるものが1件、1件その他とありますが労力不足によるものが2件です。

No. 1 から No. 6 は、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手

を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

7 番高橋 央委員、復席願います。

(7 番 高橋委員 復席)

(議 長)

次に議第 17 号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第 1 班主任、高橋 央委員の報告・説明を求めます。

(7 番 高橋委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議 長)

齋藤吉勝委員。

(16 番 齋藤吉勝委員)

16 番 齋藤です。非農地の大海平のことなんですけれども、議案書の 5 頁に農地性あり、なしとありますけれども、これは非農地を認めているのでしょうか。その上で今回初めてなんですけども、意見書が綴られているんですけれども、これはどういうことなのでしょうか。非農地とすることが可能ですというのはどういうことですか。

(7 番 高橋委員 挙手)

(議 長)

高橋 央委員。

(7 番 高橋 央委員)

私のほうから説明させていただきます。大海平の水利組合がありまして、水利組合の代表者が神保さんという方なんですけれども、そこに最上のほうから揚水で揚げているんですよね。それがその農地の一部になっているので、意見書を非農地としていいかという水利組合からの意見書をもらったという形になっています。

(1 6 番 齋藤委員 挙手)

(議 長)

齋藤吉勝委員。

(1 6 番 齋藤吉勝委員)

可能ですということは、非農地にしてもいいということですか。そういう受け取り方でいいですか。

(7 番 高橋委員 挙手)

(議 長)

高橋 央委員。

(7 番 高橋 央委員)

その通りです。

(1 6 番 齋藤委員 挙手)

(議 長)

齋藤吉勝委員。

(1 6 番 齋藤吉勝委員)

はい、分かりました。

(議 長)

その他、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 1 7 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 1 8 号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により、1 番齋藤智実委員の退席を求めます。

(1 番 齋藤委員 退席)

(議 長)

それでは、現地調査第1班主任、高橋 央委員の報告・説明を求めます。

(7番 高橋委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議 長)

本間俊悦委員。

(11番 本間俊悦委員)

11番本間です。この案件につきまして、改良区のほうから回答がありますので、ご報告いたします。荻袋東荻原の当該地は受益地ではないため、改良区としては農地法、農用地区域外からの用途変更、また転用等の件について、差し支えない旨を農業委員会のほうに回答済みであります。以上、報告します。

(議 長)

その他、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

1 番齊藤智実委員、復席願います。

(1 番 齊藤委員 復席)

(議 長)

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に、議第19号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第19号尾花沢市農用地利用集積等促進計画について説明いたします。議案書23ページの促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、賃貸借設定が4件です。申請地は農振農用地区域内が2,876㎡、その他の農地が839㎡です。このうち、常盤地区の地域計画に含まれている農地が2,876㎡、その他の農地で地域計画に未編入の農地が839㎡です。対象人数は、賃貸借が出し手4名、受け手4名になります。借賃の値幅は、下段中央のとおりになります。

24ページからは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項の1号から6号までの各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

（議 長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和8年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時33分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和8年5月25日

尾花沢市農業委員会

議 長

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
